

令和5年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和6年1月10日(水) 午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (28人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	4番	田村静伸	委員
5番	福井章人	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	室山恵美	委員
8番	吉村年明	委員	9番	山下賢一	委員	10番	筏津純一	委員
11番	堀川理恵	委員	12番	數馬 豊	委員	13番	鐵本達夫	委員
14番	美田俊一	委員	15番	衣笠健一郎	委員	16番	松本幸男	委員
17番	河野正人	委員	18番	原田明宏	委員	19番	早田博之	委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美	委員	山脇賢治	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
秋山美香	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
山下洋一郎	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地転用事業計画変更申請について(農地法4条)

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第62号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件について採決を行います。賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第58号 農地転用事業計画変更申請について（農地法4条）

議 長 続きまして3ページ議案第58号 農地転用事業計画変更申請について（農地法4条）、事務局説明してください。

事務局 それでは農地転用事業計画変更申請について説明をさせていただきます。議案の4ページでございます。まず計画変更の背景についてですが、申請地は平成2年に住宅建築の目的で農振除外の上4条の転用許可を受けた田でございます。当初計画者が宅地の造成までは行っておりますが、自己資金のみの計画であったためその後婿養子を迎えたり様々な出費が発生したということで建築資金が不足してしまい、また当時の申請者であった〇〇〇さんが亡くなられたため転用が未完了のままとなっております。申請地につきましては現在は相続によって〇〇〇さんの子、〇〇〇さんの所有となっております。この度所有者〇〇〇さんの子とその〇である〇〇〇〇さんが共有名義で事業承継者となり、新たに住宅の建築を計画するものでございます。

計画変更の妥当性についてですが、申請地は宅地として盛土造成されておりました農地としての効率的な利用は今後見込めません。また、許可の目的が達成できなかったことについては当初計画者の故意又は重大な過失があったとは認められないと判断しております。変更後の計画につきましては、当初計画と同じ一般住宅の建築でございます。これは変更前と同等の計画であると認められます。造成済みの擁壁等をそのまま利用する計画ですので周辺農地に及ぼす影響は変更前と同程度であると考えておりました。事業計画の変更については妥当と考えております。以上でございます。

議 長 本件につきましては、本日午前11時00分より当番委員であります美田委員、福井満寿美委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して美田委員より報告をお願いいたします。

14番 14番 美田です。先程会長からありましたとおり6名で現地調査に行きました。現地は平成2年頃に準備された形跡も見られ、適正に処理されていると思いますので、これは問題なしと判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。事業の変更ということなんですが、普通許可を受けた本人が生きていて長く33年とか経ていたら、同じことをやるなら事業変更とか

しなくてもそのままという解釈でいいでしょうか。今のは亡くなったということですけど。

議 長 はい、事務局。

事務局 今回は事業をする者が変わるので変更だけれども、同じ人が同じ計画であれば新たに変更は出さずそのまま転用していただく形になります。

13番 分かりました。長くなってどうなっているかというようなことは、例えば10年ぐらいしてそのままというときは、どうしておられますかというようなことは出されるものなのか。事業を中断しとんなるけど、あれから5年、10年経つとるが再開しなるかえというようなことを。

議 長 はい、事務局。

事務局 事務局として把握しているものは個別には確認しておりますが、何年も経過しているものについてはこのような報告がないと把握できないというのが現状です。本来は農業委員会と許可権者である県の方とで一緒に追っていかなければいけない案件ですので今後は気をつけていきたいと思えます。

13番 分かりました。ずっと投げていたらどうなっているか分からなくなって年代も変わったら無断でしているんじゃないかって。委員も確認はしないとイケないと思えます。

議 長 今から10数年前に〇〇地区で埋め立てた土地がそのままになってほったらかしてあったもので、当時誰が申請したかを調べて司法書士に連絡したところ、〇〇から倉吉に来て当時事務所を建築する予定だったんですけどバブル等で結局はよう建てんと、そのままの土地で置かせていただきたいということがございました。ですから皆さん方も、もしも転用してあるのに何もしていないということがあれば事務局の方に場所を教えていただければ、確認して事実を明らかにすることができますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。他にありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましても先程同様現地の調査に行っておりますので、代表して美田委員より報告をお願いいたします。

14番 現地調査に行きましたけど2件とも特に問題はなしと判断しました。以上です。

議長 はい、特に問題がなかったということでございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第60号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第60号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番から11ページ番号7番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の5筆の田、8,672㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号7番まで、合計いたしまして29筆、39,606㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、この案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、11ページ番号8番から12ページ番号11番は、18番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは原田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号8番、〇〇〇〇の3筆の田、5,569㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号11番まで、合計いたしまして8筆、15,697㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい。

13番 13番 鐵本です。10番の分ですけど、30キロの籾袋でしょうか60キロの袋でしょうか。

議長 原田委員に確認します。

(原田委員 入場)

議長 10番小倉さんのは30キロの籾袋でしょうか、60キロでしょうか。

18番 玄米で普通の小さい袋に8袋です。

議長 分かりました。

(原田委員 退席)

議長 30キロは入らんな、27キロぐらいでしょうか。はい、その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、13ページ番号12番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 それでは田倉委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号12番、〇〇の1筆の田、5,000㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件は終了しましたので、続いて全体について事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は408,045.62㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから42ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして43ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。

す。移転する土地は〇〇の1筆474㎡の水田でございます。対価は142,200円、10アールあたりですと300,000円でございます。

続きまして44ページでございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の6筆10,704㎡の畑でございます。贈与で、家族関係は、買受人から見ると、売渡人は〇〇になります。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、45ページから49ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、50ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 　　ただ今、議案第60号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 　　13番 鐵本です。13ページの上北条地区協定料金は5,000円くらいでよかったですでしょうか。それから36ページ、80番目の国府の賦課金も5,000円くらいでしょうか。

議長 　　4,000円って書いてあるところかな。

事務局 　　14番の上北条地区協定料金という表記のことだと思います。

3番 　　船越です。上北条地区協定料金は令和5年度から1反4,000円に変わっています。

田倉推進委員 　〇〇の〇〇〇ですけど、久米ヶ原は大体水があるところと水がないところで違ってまして、水があるところは4,800円です。水がない畑地は2,300円です。ちなみに四王寺の改良区は私が借りました水田ですけれども賦課金は1反あたり4,000円でした。以上です。

議長 　　いいですか。

13番 　　はい。

議長 　　その他ございませんか。

(なしの声)

議長 　　それではないようですので、議案第60号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 　　はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第61号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、この件につきましては本日午前11時00分より当番委員であります6人で現地の調査に行っておりますので、美田委員より報告をお願いいたします。

14番 美田です。先程のメンバーで現地を確認しに行きました。結構放置されてから日数が経っておりまして、畑かんのスプリンクラーの立ち上がりが散見されますし、立木もかなり大きな状態の木が結構生えておりまして10アールあたり5万円ということです。以上です。

議 長 ただ今議案第61号について説明がございました。そして現地の報告もございました。1反あたり最高の5万円が妥当だということでございます。この議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第62号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして53ページ議案第62号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

55ページ番号1番から4番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので55ページ番号1番から4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 55ページ番号1番から4番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇の4筆6, 466㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 以上で該当する出席委員の案件につきまして審議を終わりました。続いてその他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい、55ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、55ページの番号1番から15番まで、合計で15筆、30, 287㎡の水田、畑でございます。

 促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、56ページから58ページに記載しております。

 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終了いたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について岩田主任よりお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について説明をさせていただきます。別冊の2ページでございます。2アール未満の農業用施設に供する場合でございます。届出地に農機具置場としてコンテナを設置されるものでございます。届出地及び地図については記載のとおりです。
続けて3ページも。

議 長 はい、続けてください。

事務局 3ページ、農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。こちらは〇〇〇〇の鉄塔敷地の舗装工事に伴う一時転用でございます。届出地等は記載のとおりでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。以上でございます。

議 長 続きまして(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 4ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は4件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

5ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は売買ということであります。

6ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

7ページ、4番目は農業に関する相談会であって提出されたものであり、相談者が所有者の〇及び〇である〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願ひいたします。

議 長 まず、最初です。これは〇〇の元バラのハウスがあったところです。ここが今荒れ地になっておりまして、解体した後そのままになっております。石なんかごろごろしとる、果たしてこれが再生できるかどうか。とりあえずあっせ

ん委員を決めないといけないので。松本委員、秋山委員よろしいですか、私も仲間に入りますので。そんなの上の〇〇さんの田んぼもそのままになっておりますので。ちょっと難しいですけどね。

続きまして、〇〇は数馬委員。

12番 堀川さんと山下でお願いします。

議長 堀川委員、山下委員で。次は〇〇、高見さんと船越さんと2人で。続きまして〇〇〇、衣笠委員。1人でいいですか。

15番 小谷委員もできれば。

議長 小谷委員と2人でお願いします。
続きましてあっせん活動の報告について、〇〇の〇〇さんの件ですね。これはすぐに話がつきまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の職員だった人が近くでハウスとかネギの処理をしていますので、その方が作らせてくださいということで成立いたしました。以上です。
続いて、山下委員。

9番 9番 山下です。2番と4番と6番を一括して報告してよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

9番 2番と4番は作り主、買い主とも決定しております。6番につきまして田んぼか畑か、畦がどこにあるのかも分からないような状態で現在調整中です。それと先々月の件は決まりました。

議長 ありがとうございます。続きまして3番、高見委員。

1番 1番 高見です。私が作ることになりました、以上です。

議長 自ら作るというのは大変ありがたいことです。よろしくをお願いします。続きまして5番 小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。5番の内容につきまして報告いたします。この土地は平成の初めぐらいに倉吉市内にありました〇〇〇〇〇〇の資材置場としてプレハブを2棟建てたものですが、勝手に真砂を入れてしまっていると。既に平成の初めからですから30年が経過しています。その土地に今はグランドゴルフなんですけど、当時はゲートボールをですね、やるように真砂を入れてグランド整備して当時使っておったと。それで木はもう〇〇〇〇の別のところに行ったりしましてですね、全く小屋も使っておりませんし、全く田んぼという面影がありません。原っぱっていうんですか、野原というかそういうようなことなんで、この12月の中旬に〇〇さんのところに行きまして、従来の農地に復元していただければまだ農業委員としてあっせんとか考えないといかんなんですけども、現状のこういうような場所であればあっせんというのは非常に難しいですよ、ということで一応了解は取りました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。
 続きますして、(5) 編集委員会の報告について、室山委員長。

7 番 7 番 室山です。本日 3 時から第 3 回目の編集委員会を開催し、修正箇所
の確認をいたしました。1 月中旬に最終校正をして 1 月下旬に印刷発注をかけま
す。3 月 1 日に市報と一緒に全戸配布する予定です。以上です。

議 長 ただ今編集委員長が報告されました。今回の農業委員会だよりにつきまし
ても、プレゼントコーナーをクイズ形式で行っております。マキタのすばらしい
チップソー 2 枚セットが 5 名に当たるようになっております。欲しい方は農業
委員以外のお名前でご意見を書いてどんどん出してください。よろしくお願
いします。はい、次。

事務局 (6) その他の説明をさせていただきます。まず令和 6 年度の農業委員会会議、
現地調査、くらし農業に関する相談会の日程についてということで、今回こ
の青のものを配布させていただきましたので、これが年間のスケジュールとい
うことをご確認ください。

 続きますして新年互礼会で、今日 5 時半から打吹回廊です。こちら配席表の方
をお配りさせていただきましたので、座られる位置等確認しておいていただ
きたいと思っております。以上でございます。

議 長 その他、皆さんの方からありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは本日の農業委員会会議はこれをもちまして閉会といたします。あ
りがとうございました。

— 午後 5 時 0 0 分 閉 会 —